

2023（令和5）年11月30日

山形県知事 吉村美栄子 様

鳥海山沖洋上風力発電を考える会

共同代表 菅原 善子

三原 容子

佐藤 秀彰

洋上風力発電事業に関する意見について

本年10月3日に「遊佐町沖」は再エネ海域利用法に基づく「促進区域」に、「酒田市沖」は「有望な区域」に指定されました。しかし、多くの住民はいまだに再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電の進め方の仕組みや計画概要も知らず、住民の合意形成がなされているとはいえません。わたしたちは、遊佐町沖および酒田市沖の洋上風力発電事業について、各種説明会への参加や諸会議の傍聴に努め、情報の収集や発信、学習会の開催などを行ってきましたが、洋上風力発電に対する不信感、懸念は深まるばかりです。

当会ではこれまで知事に対し、2022年8月26日と2023年2月20日付けの2回、公開質問状を出し、それぞれに知事名の回答をいただきましたが、今年3月23日の知事の定例記者会見において、当会からの公開質問状に関する質問に対し、知事は公開質問状が出されたこと自体を知らない対応であり、わたしたちは愕然としました。

洋上風力発電事業については、あくまでも推進を前提とする県と、計画を強引に進めず立ち止まってほしいという住民との議論は、全くかみ合うことはなく、いくら発言しても住民の声は届かないと感じております。

つきましては、洋上風力発電の諸問題について、当会の意見をお伝えいたします。もし見解に相違があれば、県の考えを12月20日までお返してください。この意見書は報道機関に情報提供するとともに、当会のホームページ及びFacebookページ等で公開いたします。

わたしたちは、これまでの公開質問やアンケート、学習会の記録等を全て活字にして公開しています。それは、このまま事業が進められ、後世に判断されることになったとしても、あの時こういう住民の意見があったということを記録に残すためです。何か事が起きたとき、「想定外でした。」と言うことは許されません。

記

別添1 洋上風力発電事業に関する意見（要約）

別添2 洋上風力発電事業に関する意見

問合せ 鳥海山沖洋上風力発電を考える会



別添 1 洋上風力発電事業に関する意見の要約

1. 地域住民の声を聞く温かい県政について

国では、県が行った説明会の回数や資料配付等をもって、「地域住民の合意形成に向けた一定の努力を行ってきたと思料される」と評しました。しかし、議論はかみ合わず、住民の声はほとんど届いていません。今の洋上風力発電の進め方は、吉村県政の「県民視点・現場主義・対話重視」「心の通う温かい県政」と大きく乖離しています。

2. 風力発電をめぐる知事の姿勢の違いについて

知事は、内陸部の風力発電計画に対してはいち早く懸念を表明しました。一方庄内では、県と酒田市が事業者となり、酒田市十里塚海岸の風力発電を強引に進めました。そして遊佐町沖、酒田市沖の洋上風力発電でも、住民に多くの懸念の声があるにも関わらず推進に邁進しています。知事の、蔵王は開発から守るが、庄内の砂丘や海は大規模に開発しても構わないという姿勢は、庄内地域の住民の心情を逆なでし傷つけています。住民に理解を求める前に、知事及び県担当者は、庄内の自然環境と文化の価値、住民の心情を理解すべきです。

3. 事業想定海域の離岸距離と環境、景観、健康への影響について

海外諸国での離岸距離は、12 海里 (22.2 km) 以上 (中国や韓国では 10 km 以上) になっており、遊佐町沖や酒田市沖の離岸距離は、海外では許されない至近距離です。このままでは漁業や環境への影響、大規模な景観改変、健康被害のおそれがあります。影響が出た場合、それは公害であり、その責任は事業者のみならず、区域を設定した国や県にあります。

経済効果の前に、県民の安全安心な暮らしを守ることを第一義として、県は責任ある姿勢で対応すべきであり、海外並みの離岸距離に設定し直すべきと考えます。

4. 洋上風力発電の拠点港湾（基地港湾）指定について

知事は遊佐町沖の促進区域指定を歓迎するコメントを出されましたが、わたしたちは、住軽アルミの撤退によりバラ色の夢が破綻した酒田北港開発を忘れません。洋上風力発電による経済効果や、若者の定着、移住・定住が進むという話は、酒田北港開発以上に説得力がありません。とくに酒田市では、洋上風力発電の諸問題は語られぬ一方、拠点港湾整備の期待ばかりが語られ、本末転倒です。

5. 山形県エネルギー戦略と日本風力開発（株）について

山形県では、長年にわたり日本風力開発(株)100%出資の子会社の取締役所長を、特別職のエネルギー政策総合アドバイザーに任命し、氏は遊佐町沖・酒田市沖洋上風力発電に係る諸会議でもアドバイザーとして事業を牽引してきました。わたしたちはかねてから、業界関係者の起用は公平性に疑問があり適切ではないと問題視してきました。今般の贈収賄事件発覚を受けて、氏が関わった県エネルギー戦略そして遊佐町沖、酒田市沖の洋上風力発電計画を再検討すべきと考えます。エネルギー戦略の基本構想「再生可能エネルギーの供給基地化」をめざすために、かけがえのない環境や景観を改変し、漁業者や地域住民に負担や我慢を強いるべきではありません。

6. 民主主義と地方自治について

洋上風力発電事業は、地域での議論と要望を受けて進めるはずが、実際にはなかば国策として資源エネルギー庁が強力に主導し、県、市町は国の方策に追従、協力する形で、住民の声を無視し強引に進められています。わたしたちは民主主義と地方自治の形骸化を危惧します。知事は、国の意向だけでなく地方自治の精神に立ち返り、「県民視点・現場主義・対話重視」を実践して、民主的な手法で進めるべきと考えます。

別添2 洋上風力発電事業に関する意見

1. 地域住民の声を聞く温かい県政について

洋上風力発電は、漁業や環境、景観へ大きな影響を与え、健康被害のリスクもあります。遊佐町ではこれまで何回も県による住民説明会が開催され、説明を聞き、意見を言う機会がありました。しかし、酒田市ではこれまで一度も住民説明会が開催されておりません。

当会が7月9日に行った第5回学習会には県内外から200名を超える参加があり、多くの発言がありました。アンケートには、県や酒田市、遊佐町に声を届けてほしいと、多くの意見が寄せられましたのでお届けします。(別添第5回学習会記録参照) 意見は事業に対する懸念、説明会や意見交換を求める声が多く、賛成意見はありません。廃業の危機を訴える漁業者の声もありました。この声は決して「一部の反対の声」ではなく、切実な地域住民の声です。

国や県では、説明会の回数や、遊佐町広報折り込みの資料配付等をもって、「地域住民の合意形成に向けた一定の努力を行ってきたと思料される。」と評していますが、説明会では、ほとんどが反対や懸念の声で紛糾したことは、担当課が一番分かっているはずで

す。今後、酒田市でも法定協議会が設置され、二つの協議会が動き出します。法定協議会においては、住民の安全安心な暮らしや漁業などの地域産業を守ることを第一義に、予防原則に則った姿勢で議論に臨んでいただきたいと考えます。

そして「県民視点・現場主義・対話重視」「心の通う温かい県政」を標榜する吉村県政として、もっと現場に出て、住民と対話し、住民の声に耳を傾けてほしいと思います。

2. 風力発電をめぐる知事の姿勢の違いについて

このことについては2023年2月20日付けの公開質問でもお尋ねしています。

知事は、羽黒山周辺の風力発電計画について「出羽三山は山形、日本の宝。あり得ない」と否定的な見解を示し、結果計画は中止されました。また、宮城県川崎町での風力発電計画については、「蔵王は山形を代表する観光地。選んでほしくない」と述べ、これもまた計画は中止されました。最近では、尾花沢市と舟形、最上両町にまたがる山地で関西電力が検討している風力発電事業について、知事は「(自然災害や環境影響への)対策が難しいのではないか」と否定的な考えを示しました。

知事は、内陸部の風力発電計画に対しては、いち早く懸念を表明しました。これにより多くの県民が知事の姿勢を支持し、計画中止に安堵したと思われます。しかし一方で、酒田市十里塚海岸では、多くの反対の声があったにもかかわらず県自らと酒田市が事業者となって強引に建設を進めました。そして遊佐町沖、酒田市沖の洋上風力発電事業もまた、住民に疑問や不安の声があるにもかかわらず推進しようとしています。

その姿勢にわたしたちは大きな矛盾を感じます。知事の、蔵王は開発から守るが、庄内の砂丘や海は大規模に開発するという姿勢が、どれだけ庄内地域の住民の心情を逆なでし、傷つけているかということに思いが及ばないのでしょうか。

第3回法定協議会において、県は地域振興策のひとつとして、洋上風力発電事業を活用した観光振興の取組みを挙げました。蔵王で観光の妨げとなると判断した風力発電が、どうして遊佐沖では観光資源となりえるのでしょうか。蔵王や出羽三山と同じように、鳥海山と飛鳥が歴史的、信仰的に結びついた庄内の海も、夕陽の景観も、かけがえのない宝ものです。

遊佐町や酒田市で、洋上風力発電による観光振興を期待する声は聞きません。遊佐町の観光の中核は、鳥海山を核としたありのままの自然環境、景観であり、それをもとに観光業の多くが成り立っています。その豊かで美しい自然環境の魅力ゆえに移住定住をする人も多いのです。巨大風車が立ち並ぶ海に魅力を感じて移住する人が、果たしているのでしょうか。

知事は、この件についての当会の質問に対し、「事業者や自治体が地元住民・関係者に対して丁寧な説明を行いながら、再エネ導入について理解を求めていく事が重要である。」と回答しましたが、とうてい理解できるものではありません。庄内の自然環境と文化の価値を学び、住民の心情を理解すべきは、知事及び県の担当者の方だと思えます。

3. 事業想定海域の離岸距離と環境、景観、健康への影響について

海外諸国での離岸距離の制度は、生態系保全や景観への配慮から 12 海里 (22.2 km) 以上沖合に離すことになっています (中国では 10 km)。一方、遊佐町沖、酒田市沖の離岸距離は 5km 以内であり、海外ではあり得ない至近距離です。まして酒田市沖では背後地に多くの住民が暮らしています。この離岸距離の設定根拠についてはこれまで 2022 年 8 月 26 日付けの公開質問状や、住民説明会などで何度も、国や県に質問してきましたが、明快な回答はありません。

つまるところ、その設定根拠は「着床式で建設可能な水深であることと、直接の利害関係者が明らかな共同漁業権漁場に重ねたものである。」としか考えられません。それは漁業関係者に多大な負担を強いるものであって、魚類や鳥類、海流や漂砂など環境への影響、景観の大幅な改変、そしてなによりも住民の健康被害発生への配慮がなされておられません。

このような設定は、洋上風力発電先進諸国の制度を真っ向から否定するものです。外国とは地形条件や制度が違うのは当然です。しかし、同じ外国製の発電機を使いながら、なぜ日本では影響がないと言えるのでしょうか。わたしたちはその根拠が見いだせません。

陸側から見る日本海や夕陽の景観の改変もさることながら、飛鳥定期航路から見る鳥海山、庄内海岸の景観も大きく変わります。はたしてこの景観は、鳥海山・飛鳥ジオパークにふさわしい景観でしょうか。国指定最上川鳥獣保護区に飛来する野鳥への影響も未知数であり、海洋でのバードストライクの調査は不可能に近いと思われます。

このまま事業を進めれば、日本は、環境や景観、住民の健康に配慮しない、SDG's の目標に配慮しない国として海外諸国から批判を受けることになると思われます。

環境、景観、健康、そして沿岸漁業への影響に対する、多くの住民の懸念は、ほとんどがこの異常とも言える離岸距離に起因しています。本年 5 月 16 日の参議院厚生労働委員会において、立憲民主党の川田龍平議員が洋上風力発電について質問し、遊佐町沖の計画を「海外から見れば非常識な計画」と評しましたが、酒田市沖も同様です。環境省では「風車騒音と健康影響の明らかな関連を示す知見は得られていない」と言いますが、現実として「風車病」と呼ばれる健康被害が国内外で発生していることは、紛れもない事実です。

わたしたちは、風力発電による耳に聞こえない超低周波音を含む騒音や振動による睡眠障害や健康被害について、強い不安を抱いています。既存陸上風車でも、苦情が届いていないから被害はないということではなく、影響を感じていても声を上げられない住民もいるということに思いを寄せてください。

もし影響や被害が発生した場合、この洋上風力発電事業は「公害」となります。その責任は、当該区域内で計画するしかない事業者のみならず、区域を設定した国、県、市の行政にも責任があることは明らかだと思えます。

住民の安全安心な暮らし、健康で文化的な暮らし、そして沿岸漁業などの地場産業を守ることは行政の最重要課題であるはずで、県は、責任ある姿勢で対応すべきであり、海外並みの離岸距離に設定し直すべきと考えます。

4. 洋上風力発電の拠点港湾 (基地港湾) 指定について

山形県と酒田市は、拠点港湾の指定を受ければ、産業振興になると期待していますが、国

内に風力発電機を製造するメーカーはなく、洋上風力発電の部材のほとんどが輸入により調達されます。すでに拠点港湾の指定を受けた能代港、秋田港、新潟港周辺で、今後風力発電機製造工場や関連工場が集積し新規雇用が増えるかは未知数です。

知事は 10 月 3 日の促進区域指定を受け、「今後とも、地域や漁業との共存共栄の考えのもと、洋上風力の導入によって、産業振興や雇用確保が進み、若者の定着、移住・定住などの地域の幅広い分野に効果が及び、地域活性化、ひいては本県の発展につながるよう、地域の皆様と連携しながら、丁寧に取り組んでまいります。」とコメントしました。

わたしたちは、酒田北港開発の経験を忘れません。当時、アルミ精錬工場が立地すれば、圧延、加工と関連産業が周辺の工業団地に立地するというバラ色の夢が振りまかれました。戦後の植林により、ようやく成林したクロマツは 40 万本以上が伐採され、鳥海国立公園も一部解除されて掘込み港湾建設が行われ、周辺には関連産業の立地を見越した広大な工業団地も造成されました。しかし、その夢は住軽アルミの撤退により破綻し、工業団地も長年空き地だったことは周知の事実です。洋上風力発電による経済効果や、移住・定住に効果という話は、酒田北港開発以上に説得力がありません。

また酒田市沖洋上風力発電では、洋上風力発電のデメリットは語られぬ一方、拠点港湾整備を期待する声ばかりが強調され、目的と手段が逆転し本末転倒と感じられます。

5. 山形県エネルギー戦略と日本風力開発（株）について

2012 年度に策定された「山形県エネルギー戦略」では、基本構想の第一に「再生可能エネルギーの供給基地化」を掲げています。そして、2030 年度の新たなエネルギー資源の開発目標の約半分の 45.8 万 kw を風力発電でまかなう計画は、既存の 2000kw 級の風車 200 基分以上の規模であり、陸上風車ではとうてい達成困難な目標と思われる。

エネルギー戦略策定委員会は、のちに山形県エネルギー政策総合アドバイザー（地方公務員法にもとづく特別職）となる山家公雄氏（2023. 6. 15 退任）（※エネルギー戦略研究所（株）取締役研究所長・元東北公益文科大学特任教授、現京都大学特任教授）が委員長として主導してきました。（※エネルギー戦略研究所（株）は日本風力開発（株）100%出資の子会社）

山家氏は 2015 年の公益大特任教授時代に「日本海風力コリドー構想」を知事に提言しています。そして、2016 年のエネルギー政策推進プログラムの見直し検討委員会でも委員長を務め、参考人として出席した日本風力開発（株）塚脇社長は、酒田沖に洋上風力 100 基建設すれば戦略は達成できると発言しました。その後策定された後期エネルギー政策推進プログラム（2021～2030）では、洋上風力発電による大規模事業の県内展開が第一の視点に据えられました。酒田市十里塚海岸の県と市による風力発電、そして遊佐町沖・酒田市沖洋上風力発電は、山家氏の描いた「日本海風力コリドー構想」の具体化に他なりません。その山家氏は地域協調型洋上風力発電研究・検討会議及び、遊佐沿岸域部会、酒田沿岸域部会の両方にアドバイザーとして名を連ねています。山形県ではこのように、日本風力開発（株）の関係者が、長年県のエネルギー政策の要職に就いて風力発電事業を推し進めてきており、わたしたちはかねてから公平性と透明性に問題があると訴えてきました。

今般、洋上風力発電を巡り発生した、日本風力開発（株）による贈収賄事件で、洋上風力発電は利権と不正を生む巨大ビジネスとなり、クリーンであるべき再エネの行く末に水を差す事案であることが明らかになりました。経産省（資源エネルギー庁）ではこの度の事件を受け、同社に対し補助金交付の停止と、今回促進区域に指定された「青森県沖日本海南側」と「山形県遊佐町沖」の 2 区域について公募への参加を認めない措置をとり、同社および（一社）日本風力発電協会に対し行政指導しました。

いくらエネルギー戦略の目標達成のために、風力や太陽光発電の開発を行っても、不安定な再エネでは火力発電などのベース電源をなくす事はできず、CO2 の削減にはつながりません。

住民が支払う電気代も再エネを進めるほど高くなります。そして今は、再エネ電力の過剰供給時には、東北電力管内でもすでに大規模な出力制御が行われており、せっかく発電した電力が無駄に捨てられている状況です。

わたしたちは、再生可能エネルギーは小規模分散、地産地消であるべきと考えます。「再生可能エネルギーの供給基地化」をめざすために、地域の環境や景観を改変し、漁業者や住民に負担や我慢を強いるべきではないと考えます。

山形県は、拙速に「電力供給基地化」を目指すのではなく、今回の事件の顛末も見据え、先行している秋田県の諸影響の発生動向や、浮体式の開発動向、海外の諸事情等も調査しながら、事業実施海域を見直し、沖合に変更するなど検討すべきと考えます。

6. 民主主義と地方自治について

洋上風力発電をめぐり、説明会や公開質問で県とやり取りを重ねてきて切実に感じるのは、山形県のエネルギー政策推進における民主主義と地方自治という考え方の欠如です。

説明会等において、県はいいことしか語らず、不都合な情報、例えば、諸外国の離岸距離の制度や国内外で発生している健康被害の情報や漁業影響等については説明しませんでした。担当職員は知らなくても、エネルギー政策総合アドバイザーが知らなかったとは考えられません。偏った情報を提供してきたと捉えざるをえません。

国へ情報提供した公文書の開示についても、「開示をすることにより、県民その他のものに不当に混乱を生じさせるおそれがあるため」として、小さなフォトモンタージュの部分を開示しませんでした。山形県情報公開条例は、不開示情報以外について開示しなければならない義務を併せて課しています。既に意思決定を終え国に情報提供済みの公文書が開示情報に該当するとは考えられません。それが県民その他のものに不当に混乱を生じさせるとすれば、それは県の意思決定が混乱を生じさせる内容であったということになります。

審査請求ののち、山形県情報公開・個人情報保護審査会の答申があり開示されはしましたが、なぜ環境エネルギー部は開示しようとしなかったのか、不都合なことは開示しなくなかったからではないかと不信感が募ります。情報公開は、民主主義の基本です。

また、遊佐部会については、「地域住民の代表も参加する遊佐部会」という言い方を再三していますが、地区では話し合いや報告はされたことがなく、県や町が地区での議論をうながすこともしませんでした。

国への情報提供の中では「…令和3年1月の遊佐部会及び令和3年2月の研究・検討会議において、法定協議会の設置を昨年度に引きつづき国に要請していくことが“了承”された。」としています。設置要綱によれば、遊佐部会は議論の場であって意思決定の場ではありません。議事要旨を見る限り、決をとつてもいません。国、県、市町は一体となって、洋上風力発電計画を推進し、自治体の長は、住民の声を聞こうとせず、安全で安心できる暮らしを守ろうとしません。

このようにして、民主的とはいえない、強引な進め方が続き、遊佐町沖は、有望な区域となり法定協議会が設置され、本年10月3日に促進区域に指定されました。酒田市沖は、住民向け説明会が一度も開催されないまま、有望な区域に整理されました。

洋上風力発電事業の諸問題は、単にエネルギー問題にとどまりません。民主主義と地方自治の形骸化が問われているのです。知事は、エネルギー政策を進めるにあたって、民主主義と地方自治を再考し、「県民視点・現場主義・対話重視」を実践してください。

以上